

公益社団法人秋田県農業公社役員の報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県農業公社（以下「公社」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 報酬等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に定める報酬等をいう。以下同じ。）は、常勤の理事及び公認会計士又は税理士から選任された監事に対して支給することとし、その他の役員に対しては報酬等は支給しない。

- 2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬（月額）、賞与及び退職手当とし、公認会計士又は税理士から選任された監事に対して支給する報酬等は、報酬（年額）とする。
- 3 前項の退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。ただし、秋田県その他の団体を満60歳以上で退職した後、公社の常勤の理事になった者には、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対して支給する報酬の額は、別表第1に定める額のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 公認会計士又は税理士から選任された監事に対して支給する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 常勤の理事に対して支給する賞与の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。
- 4 常勤の理事に対して支給する退職手当の額は、別表第3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事の報酬は、毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

- 2 公認会計士又は税理士から選任された監事の報酬は、年度末3月に一括支給する。
- 3 常勤の理事の賞与は、毎年6月及び12月に支給する。
- 4 常勤の理事の退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後1か月以内に支給する。
- 5 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定

する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員の職務の遂行に伴い発生する費用(交通費、通勤費、旅費等)については、別に定める。

(公表)

第7条 公社は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県農業公社の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第3条関係） 報 酬

役 職 名	報 酬 の 額
理 事	月額 20万円～50万円の範囲内
監 事	年額 100万円

（注）常勤の理事の報酬月額は、上記金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決める。（第3条第1項）

別表第2（第3条関係） 賞 与

支給月	支 給 基 準
6月	支給月の前月の報酬月額×1.025
12月	支給月の前月の報酬月額×1.175

別表第3（第3条関係） 退職手当

支給基準	退任時の報酬月額×在職年数
------	---------------